

雇用ニュース

6
2009



タイトル「今年も梅が採れました」 いばらき自然環境フォトコンテスト 入選 小林 智枝子さん

◆◆ 外国人雇用はルールを守って適正に! ◆◆

CONTENTS おもな内容

- 県内の雇用情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 平成21年度雇用対策連絡調整会議が開催される・・・・・・・・ 3
- 子育てしながら働きたい方を応援します!・・・・・・・・ 3
- 雇用対策が次々と拡充されています。・・・・・・・・ 4~5
- 高齢者雇用状況報告書様式改定のお知らせ・・・・・・・・ 6
- 6月は「男女雇用機会均等月間」です・・・・・・・・ 7
- 茨城県雇用関係主要指標・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

有効求人倍率は11か月連続の低下 雇用情勢は、さらに厳しさを増している

有効求人数(原数値)は23か月連続の減少、有効求職者数(原数値)は8か月連続の増加

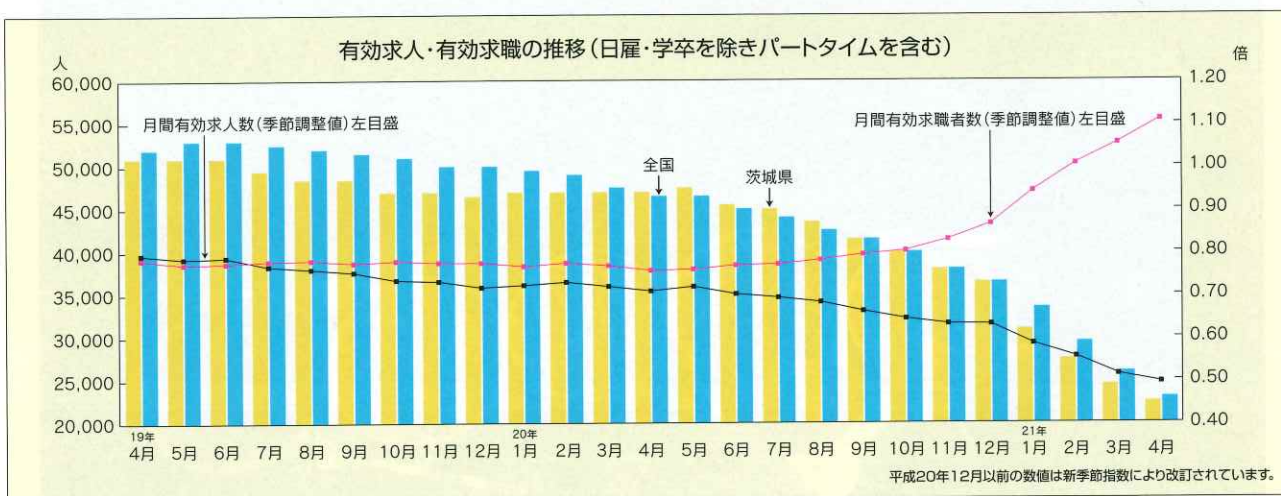
1. 概況

4月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は9,848人で前年同月に比較して24.6%の減少と21か月連続の減少となりました。新規求職者数は18,433人と同39.0%の大幅な増加となりました。

なお、雇用形態別に見ると一般は同42.4%の増加となりました。また、パートタイムは同30.6%の増加となりました。

有効求人数(原数値)は25,207人で、前年同月比で29.7%の減と23か月連続の減少となりました。一方、有効求職者数(原数値)は、59,937人(同46.7%増)と、8か月連続の増加となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.45倍(季節調整値)と前月を0.04ポイント下回りました。前年同月比(0.94倍)では0.49ポイント下回りました。なお、原数値でも0.42倍と前年同月比で0.46ポイントの低下となりました。



2. 新規求人の動き

新規求人数は9,848人となり、前年同月比で24.6%の減少となりました。

産業別にみると、製造業(同52.7%減)、情報通信業(同43.6%減)、サービス業(同29.1%減)、運輸・郵便業(同31.7%減)、建設業(同22.2%減)、宿泊・飲食サービス業(同18.8%減)、卸売・小売業(同18.6%減)、生活関連サービス・娯楽業(同14.2%減)、その他(同8.3%減)医療・福祉(同3.3%減)とほとんどの産業で減少となりました。また、規模別に見ると新規求人数の約半数(56.4%)を占める29人以下(同17.3%減)、30~99人(同34.4%減)、100~299人(同32.5%減)、500人以上(同47.6%減)の規模で減少し、300~499人(同5.7%増)で増加となりました。

雇用形態別では、一般常用は32.3%減少しました。パートタイムも9.5%の減少となりました。

3. 新規求職の動き

新規求職者数は18,433人となり、前年同月比で39.0%の増加となりました。

雇用形態別の割合では、一般が72.7%(前年同月70.9%)と1.8ポイント上回った。求職者数では42.4%の増加となりました。

一方、パートタイムは27.3%(前年同月29.1%)と1.8ポイント下回ったが、求職者数では30.6%の増加となりました。

また、常用(パートタイムを含む)で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は39.3%となり前年同月(42.6%)を3.3ポイント下回り、若年求職者数では28.3%の増加となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者数のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は14.6%となり、前年同月(14.3%)と0.3ポイントで増加となり、高齢求職者数では41.6%の増加となりました。

4. 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務で見ると、受給資格決定件数は7,191件で、前年同月に比較し70.3%の増加となりました。また、新規求職者数に占める割合は39.0%と、前年同月(31.8%)を7.2ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は、16,346人で、前年同月比では100.9%増(5か月連続の増)となりました。被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は3,877人で、割合で17.4%(前年同月6.8%)となりました。事業主都合離職者数では同186.1%の増加となりました。

「平成21年度雇用対策連絡調整会議」が開催される

茨城労働局、茨城県を中心とした関係機関等が講ずる雇用対策の推進に関する連絡調整、情報交換等を行い、関係機関間の緊密な連絡・協力体制を確保するために、雇用対策連絡調整会議が設置されているところですが、本年も6月2日(火)に茨城労働局で開催されました。

茨城労働局長島職業安定部長及び茨城県園部商工労働部次長の挨拶の後、関係機関・各課から本年度の重点施策・業務等の説明があり、その後情報交換及び意見交換が行われました。



子育てしながら働きたい方を応援します!

～「マザーズコーナー」を日立と古河の2カ所に設置～

子育てをしながら就職を希望している女性等に対し、平成19年5月からハローワーク水戸に「マザーズサロン」を開設し、各種就職支援を実施しているところですが、支援拠点の拡大を図るため、このたび、新たにハローワーク日立・古河に「マザーズコーナー」を開設しました。

1 開設日 平成21年6月1日(月)

2 名称・所在地等

(1)ハローワーク日立 マザーズコーナー

所在地 日立市若葉町2-6-2

電話 0294-21-6441

利用時間 平日8:30～17:15(土曜・日曜、祝日はお休み)

(2)ハローワーク古河 マザーズコーナー

所在地 古河市東3-7-23

電話 0280-32-0461

利用時間 平日8:30～17:15(土曜・日曜、祝日はお休み)

3 支援内容

(1)子育て女性等のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな就職支援

(2)お子様連れの方が来所・相談しやすい環境、施設

(3)子育て女性等を応援する関係機関との連携による保育関連情報の収集・提供等

厳しい経済情勢を乗り切るために、 雇用対策が次々と拡充されています。

昨年秋からの累次の経済対策、雇用保険制度の改正、21年度補正予算の成立などにより、雇用対策が次々と拡充されています。

セーフティネットの強化、雇用の安定・創出など、きめ細かな施策が用意されています。

① 失業などでお困りの方へ

雇用保険の対象となる方に～雇用保険制度の充実



Q.パートタイム労働者でしたが、1年たたないうちに失業してしまいました。雇用保険はもらえますか？

雇止めにより離職した方については、解雇・倒産等の場合と同様に、6ヶ月の被保険者期間で受給資格を得られるようになりました。また、従来1年以上の雇用見込みとされていた雇用保険の適用基準が、6ヶ月以上の雇用見込みに緩和され、さらにセーフティネットとしての役割が強化されました。



Q.有期契約労働者でしたが、契約が更新されませんでした。雇用保険をもらっている間に、地元で仕事が見つかるか不安です。

雇止めにより離職された方については、解雇された方と同様の給付日数となります。

また、ご自身の年齢やお住まいの地域の雇用失業情勢を踏まえ、特に再就職が困難な場合には、給付日数が60日分延長されます。

雇用保険を受給していない方に～職業訓練と生活保障の充実



Q.アルバイトを繰り返してきたので、雇用保険に入っていませんでした。生活を維持しながら職業訓練を受けることはできますか？

「緊急人材育成・就職支援基金」により、新たに、雇用保険の給付を受けていない方への職業訓練と生活保障のための給付・貸付制度が創設されます。

職業訓練 ～再就職に必須のITスキルを習得するための3ヶ月程度の訓練や、新規成長や雇用が見込まれる分野への就職に向けた基本能力習得のための長期訓練(6ヶ月～1年程度)といった、多様なメニューを用意。

訓練期間中の生活保障給付及び貸付制度 ～単身者には月10万円、扶養家族を有する方には月12万円の手当を支給。

希望する方にはさらに貸付(それぞれ上限月5万円、月8万円)も実施。

ご相談・お手続きは

最寄りのハローワークへ

② 経営でお困りの事業主の方へ

従業員の雇用の維持のために～雇用調整助成金制度の充実



Q.景気の影響で会社の業績が悪化。従業員の雇いを維持するための方法はありませんか？

賃金の一部を補助する制度があります。

景気の変動など経済情勢が理由となる業績の悪化により、生産量や売上高が減少して事業の縮小を余儀なくされた事業主が、休業・残業削減などで労働者の雇用維持に取り組む場合、雇用調整助成金制度により休業手当等の一部が助成されます。

休業・教育訓練・出向の場合

中小企業緊急雇用安定助成金 (中小企業)

休業等・出向に係る費用の助成率 4/5

教育訓練実施に係る加算額 6,000円

(休業等・出向に係る費用の助成額の日額上限は7,730円:労働者1人1日当たり)

雇用調整助成金 (大企業)

休業等・出向に係る費用の助成率 2/3

教育訓練実施に係る加算額 4,000円

解雇等を行わない場合

助成率の上乗せ (平成21年3月30日より)

中小企業 ~4/5 → 9/10

大企業 ~2/3 → 3/4

残業を削減する場合

残業削減雇用維持奨励金 (平成21年3月30日より)

残業時間を大幅に削減し、労働者の解雇・有期契約労働者の雇い止め、受け入れている派遣労働者の中途解除などを行わない事業主に対し支給します。

支給額(年額)	有期契約労働者(上限100人)	派遣労働者(上限100人)
中小企業	30万円(年)	45万円(年)
大企業	20万円(年)	30万円(年)

※金額は1人1年当たり

他にも以下のような助成金があります。

派遣労働者を直接雇用した場合

中小企業**最大100万円**、大企業**最大50万円**を助成します。

年長フリーター等(25~39歳)や内定を取り消された学生等を正規雇用した場合

中小企業**100万円**、大企業**50万円**を助成します。

フリーター等を雇用して訓練する場合

中小企業**賃金等の4/5**、大企業**賃金等の2/3**の助成

ご相談・お手続きは

最寄りのハローワークへ

高齢者雇用状況報告書様式改定のお知らせ

事業主の方は、毎年6月1日現在の高齢者の雇用に関する状況を厚生労働大臣あてに報告していただくこととなっておりますが、今年度から高齢者雇用状況報告の様式の一部を改正しましたので、以下のとおり、ご理解、ご協力をお願いします。

● 様式改正の概要

「年齢にかかわらず働ける企業」の実態をより詳細に把握できるようにするため、企業の実情に応じて何らかの仕組みにより70歳以上までの雇用を実現している企業等についても把握できるように様式の変更を行いました。



70歳以上までの雇用確保措置（定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止）実施企業以外で、企業の実情に応じて何らかの仕組みにより70歳以上までの雇用を実現している企業等の皆様はご記入をお願いします。

● 様式改定箇所

- 1.改定前様式の⑫「定年年齢や継続雇用制度の対象年齢を65歳まで引上げるに当たっての課題」欄を削除しました。
- 2.改定後様式の⑫「70歳以上まで働ける制度等の状況」欄を設けました。

【改定前様式⑫欄】

⑫定年年齢や継続雇用制度の対象年齢を65歳まで引上げるに当たっての課題 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> イ 職務内容の見直しが必要	<input type="checkbox"/> ホ 賃金・退職金制度の見直しが必要
	<input type="checkbox"/> ロ 作業環境の見直しが必要	<input type="checkbox"/> ヘ 教育研修面での見直しが必要
	<input type="checkbox"/> ハ 勤務時間・勤務形態の見直しが必要	<input type="checkbox"/> ト 制度の導入にあたってのノウハウがない
	<input type="checkbox"/> ニ 処遇等人事管理面の見直しが必要	<input type="checkbox"/> チ その他()

【改定後様式⑫欄】

⑫70歳以上まで働ける制度等の状況	<input type="checkbox"/> イ 希望者全員を対象とする制度や基準に該当する者を対象とする制度ではないが、自社又は子会社等で70歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている。 → 対象 → <input type="checkbox"/> (イ) 会社の実情に応じ、会社が必要と認める者を雇用 → <input type="checkbox"/> (ロ) その他何らかの方法で決めた対象者を雇用
	<input type="checkbox"/> ロ 自社又は子会社等以外の企業で70歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている。(対象者の選定方法については問いません。)
	<input type="checkbox"/> ハ 制度として導入していない。 → <input type="checkbox"/> (イ) 上記イ又はロの制度を含め、70歳以上まで働ける制度の導入予定あり。 → <input type="checkbox"/> (ロ) 上記イ又はロの制度を含め、70歳以上まで働ける制度の導入を検討中。(検討の余地がある場合を含みます。)
	<input type="checkbox"/> (ハ) 就業規則等に定めてはいないが、70歳以上まで雇用する慣行がある。

～6月は「男女雇用機会均等月間」です～

男女雇用機会均等法が施行されて以降、企業の雇用管理は改善されつつありますが、依然として、男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっており、実質的な機会均等が確保された状況とはなっていないところです。

厚生労働省では、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としており、本年度は、次の目標やテーマで月間を実施します。

- ☆目標 (1) 労使を始め社会一般に対する均等法の一層の周知徹底
(2) ポジティブ・アクションの趣旨及び内容の正しい理解の促進
- ☆テーマ 広がる未来 創るのは 会社と私 - きっかけは Do! ポジティブ・アクション! -

<ポジティブ・アクションとは・・・>

男女労働者の間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的かつ具体的な取組をいいます。

どのように取り組んだらよいかは、企業の実態によって異なりますが、具体的には次のような流れに沿って実施していくことが効果的です。

1. 現状の分析と問題点の発見
2. 具体的取組計画の作成
3. 具体的取組の実施
4. 取組成果の点検と見直し

ポジティブ・アクションの取組を行うに
当たっては、全国の取組事例をご紹介している
次のサイトも参考にしてください。

「ポジティブ・アクション応援サイト」 <http://www.netin.org/jiwe/pa/>

次世代育成支援対策推進法が変わりました

急速な少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策推進法(平成17年4月施行)により、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等、一般事業主行動計画に基づく取り組みが求められています。今般、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進するため、法改正が行われました。

次世代育成支援対策推進法では、事業主は、①「子育てを行う従業員を対象とする取組」(育児休業の取得促進等)、②「それ以外の従業員も対象とする取組」(所定外労働の削減等)、③「その他の支援対策」(子どもの健やかな育成のための地域貢献活動等)などの次世代育成支援対策を推進するための行動計画を策定することが求められています。

【改正のポイント】

施行日平成21年4月1日(一部を除く)

1. 行動計画の公表及び従業員への周知が義務化されました

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、従業員301人以上の企業は義務、300人以下の企業は努力義務となりました(うち、101人以上300人以下企業は平成23年4月1日から義務)。

	平成21年3月31日まで	平成21年4月1日以降	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義務規定なし	義務	義務
101人以上300人以下企業		努力義務	努力義務
100人以下企業			

2. 行動計画の届出義務企業が拡大されます(従業員101人以上企業へ)(平成23年4月1日施行)

一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大されます。

	平成23年3月31日まで	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義務	義務
101人以上300人以下企業	努力義務	
100人以下企業		

3. 都道府県労働局長による行動計画認定基準が変更されました

- ① 一般事業主行動計画の公表及び従業員への周知が認定基準に加われました。
- ② 従業員が300人以下の企業については男性の育児休業取得者の要件が緩和されました。

上記に関する問い合わせは、茨城労働局雇用均等室(☎029-224-6288)へ!

詳細は、茨城労働局ホームページ <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/> をご覧下さい!

茨城県雇用関係主要指標

年・月	項目	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険受給者 実人員 (基本手当分)	
		全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数			
18年度	月平均	14,616	4,169	10,358	11,024	5,162	1,986	39,530	41,435	3,422	10,350	
19年度	月平均	13,633	3,776	9,730	10,299	4,731	1,914	37,453	38,772	3,234	9,490	
20年度	月平均	11,755	2,790	8,888	11,656	5,030	1,258	32,089	42,176	3,115	10,422	
20年	4月	13,054	3,564	9,381	13,262	5,653	1,900	35,832	40,853	3,306	8,137	
	5	12,240	3,115	9,056	10,738	4,666	1,221	34,340	40,466	3,149	9,299	
	6	11,533	2,901	8,541	10,382	4,443	1,080	33,163	40,201	3,179	9,645	
	7	13,121	3,575	9,478	10,165	4,488	1,035	33,521	39,783	3,263	10,418	
	8	11,761	3,168	8,542	8,908	4,013	910	32,629	38,468	2,725	10,328	
	9	13,181	3,392	9,697	11,242	4,913	1,129	34,530	39,659	3,411	10,307	
	10	12,404	3,316	9,012	11,321	4,793	1,278	34,001	40,623	3,526	10,124	
	11	11,262	2,434	8,761	9,167	4,006	923	32,380	39,621	2,840	9,533	
	12	10,294	2,045	8,185	9,631	4,052	981	30,329	39,721	2,582	10,036	
	21年	1月	11,168	2,312	8,796	14,861	6,467	1,561	28,622	43,320	2,707	10,581
		2	10,805	1,868	8,869	14,680	6,162	1,436	28,354	48,792	3,011	12,235
		3	10,240	1,795	8,338	15,514	6,699	1,645	27,368	54,610	3,684	14,423
21年	4月	9,848	2,005	7,758	18,433	7,252	2,690	25,207	59,937	3,368	16,346	
	5											
	6											
	7											
	8											
	9											
	10											
	11											
	12											
	22年	1月										
		2										
		3										

年・月	項目	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者		
		新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)	
		茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国			
18年度	月平均	1.33	1.56	0.96	1.06	2.3	1.7	▲ 5.5	▲ 2.8	▲ 4.3	▲ 0.2	▲ 11.3	▲ 6.6	271	4.1	
19年度	月平均	1.32	1.47	0.97	1.02	▲ 6.5	▲ 9.0	▲ 6.4	▲ 3.7	▲ 5.4	▲ 5.7	▲ 8.2	▲ 2.5	255	3.8	
20年度	月平均	1.04	1.10	0.78	0.78	▲ 12.8	▲ 15.6	13.7	11.7	▲ 3.0	▲ 3.8	11.6	8.3	275.1	4.1	
20年	4月	1.29	1.36	0.94	0.93	▲ 9.7	▲ 12.6	3.1	1.1	▲ 6.0	▲ 19.8	▲ 4.7	▲ 2.6	275	4.0	
	5	1.27	1.33	0.95	0.93	▲ 6.8	▲ 15.6	▲ 3.4	▲ 6.0	▲ 7.1	▲ 15.8	▲ 7.7	▲ 7.4	270	4.0	
	6	1.19	1.27	0.91	0.90	▲ 12.2	▲ 17.0	1.6	1.3	▲ 2.8	▲ 7.1	▲ 2.2	▲ 3.1	265	4.1	
	7	1.18	1.24	0.90	0.88	▲ 10.8	▲ 13.5	2.5	3.8	▲ 2.2	▲ 1.4	▲ 0.6	▲ 1.8	256	4.0	
	8	1.19	1.21	0.87	0.85	▲ 11.8	▲ 21.3	▲ 6.9	▲ 5.4	▲ 11.2	▲ 11.2	▲ 3.1	▲ 5.6	272	4.1	
	9	1.10	1.16	0.83	0.83	▲ 10.2	▲ 13.4	15.7	11.8	5.1	2.4	5.0	2.6	271	4.0	
	10	1.05	1.11	0.80	0.80	▲ 13.6	▲ 18.1	▲ 0.3	4.8	▲ 1.6	▲ 5.7	1.3	▲ 0.3	255	3.8	
	11	1.02	1.05	0.76	0.76	▲ 15.9	▲ 23.7	3.0	2.7	▲ 11.9	▲ 12.8	▲ 0.5	▲ 1.3	256	4.0	
	12	0.91	1.05	0.73	0.73	▲ 4.1	▲ 12.0	40.5	29.3	0.4	0.2	9.4	9.5	270	4.3	
	21年	1月	0.75	0.92	0.62	0.67	▲ 23.7	▲ 18.4	35.5	30.7	4.8	4.9	17.9	14.1	277	4.1
		2	0.75	0.77	0.55	0.59	▲ 24.8	▲ 12.3	30.8	30.2	▲ 7.3	▲ 2.3	43.3	33.8	299	4.4
		3	0.72	0.76	0.49	0.52	▲ 19.1	▲ 22.3	42.2	36.2	▲ 2.2	2.8	75.9	59.1	335	4.8
21年	4月	0.69	0.77	0.45	0.46	▲ 24.6	▲ 26.5	39.0	28.8	1.9	0.8	100.9	76.3	346	5.0	
	5															
	6															
	7															
	8															
	9															
	10															
	11															
	12															
	22年	1月														
		2														
		3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. 新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用)

3. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)

4. ▲印は減少を示す。

5. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。

6. 平成20年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。